

## 第2期 洞爺湖町

### 子ども・子育て支援事業計画【概要版】



令和2年3月  
洞 爺 湖 町

## 1. 計画策定の趣旨

わが国における子どもを取り巻く環境は、急速に進む少子化、核家族化、都市部を中心とする待機児童の増加など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

また、令和元年10月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みが進められています。

平成26年度に策定された「子ども・子育て支援事業計画」は、令和元年度に計画期間が満了となり、令和2年度を初年度とする新たな「第2期 子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなります。

洞爺湖町では、計画策定の前年度である平成30年度にニーズ調査を実施し、今後の地域における子育て支援等に必要とするニーズの把握、分析などを行うとともに、子どもの現状と将来の動向及び子育て支援策に関する状況の把握、整理を行い「第2期 洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

## 2. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、国や道の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うものとします。

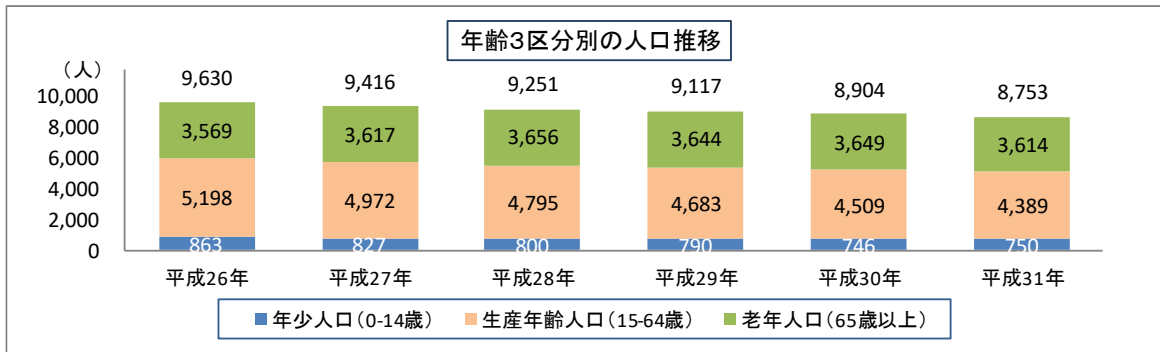
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1期 計画期間									
					第2期 計画期間				

### 3. 人口の動向

#### (1) 人口推移

当町の人口は、平成 26 年の 9,630 人から平成 31 年には 8,753 人と減少傾向で推移しています。

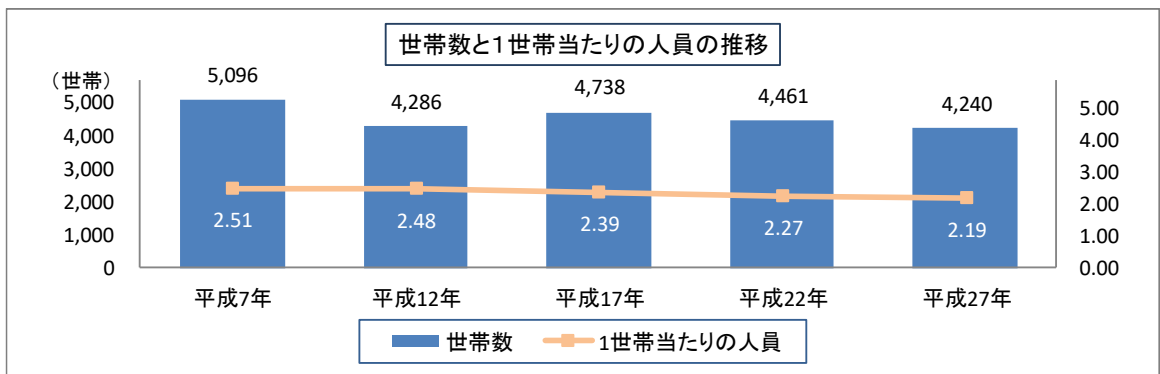
年齢区分ごとの人口では、65 歳以上の老年人口は平成 26 年の 3,569 人から平成 31 年には 3,614 人と増加しており、0～14 歳の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口は減少傾向にあります。



#### (2) 世帯の推移

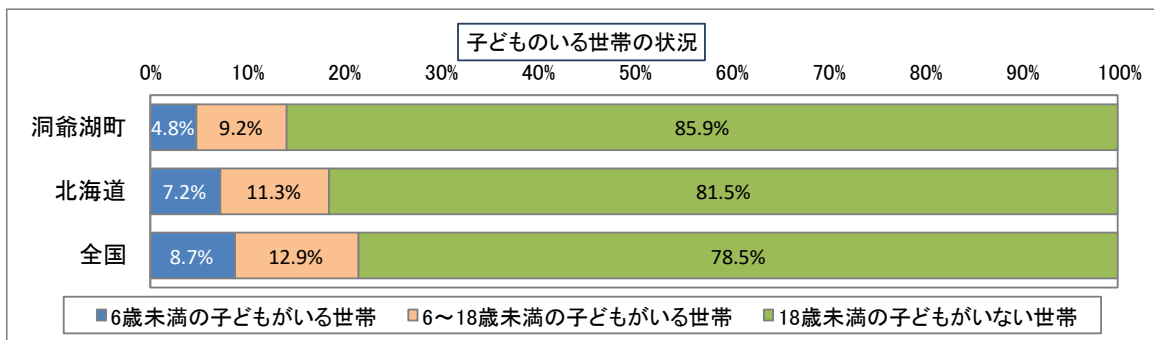
国勢調査による当町の世帯数は、平成 7 年の 5,096 世帯から平成 27 年の 4,240 世帯まで年ごとの増減はあるものの減少しています。

また、1 世帯当たりの人員は、平成 7 年の 2.51 人から平成 27 年は 2.19 人と減少傾向にあり、核家族化の進行がみられます。



#### (3) 子どものいる世帯の状況

子どものいる世帯の状況で、「6 歳未満の子どもがいる世帯」、「6～18 歳未満の子どもがいる世帯」とともに、全国水準及び北海道水準を下回っています。

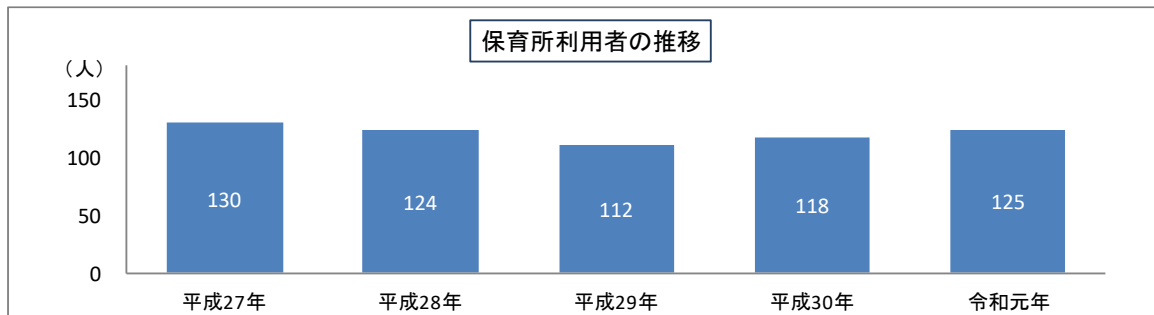


## 4. 子育て支援の状況

### (1) 認可保育所の状況

保育所利用者の合計は、平成27年の130人から平成29年の112人まで減少傾向で推移していましたが、その後増加に転じ令和元年には125人となっています。

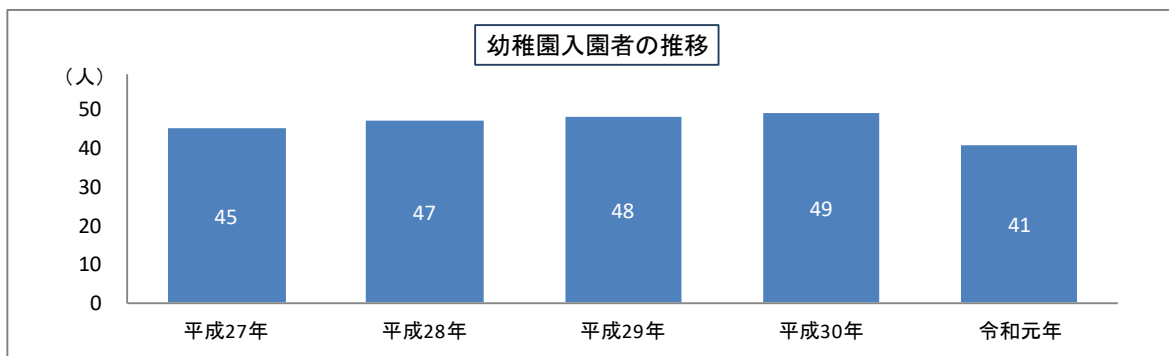
令和元年の定員に対する利用者数をみると、全ての施設で定員を下回っています。



### (2) 幼稚園の状況

幼稚園入園者数の合計は、平成27年の45人から平成30年の49人まで増加傾向で推移していましたが、その後減少に転じ令和元年には41人となっています。

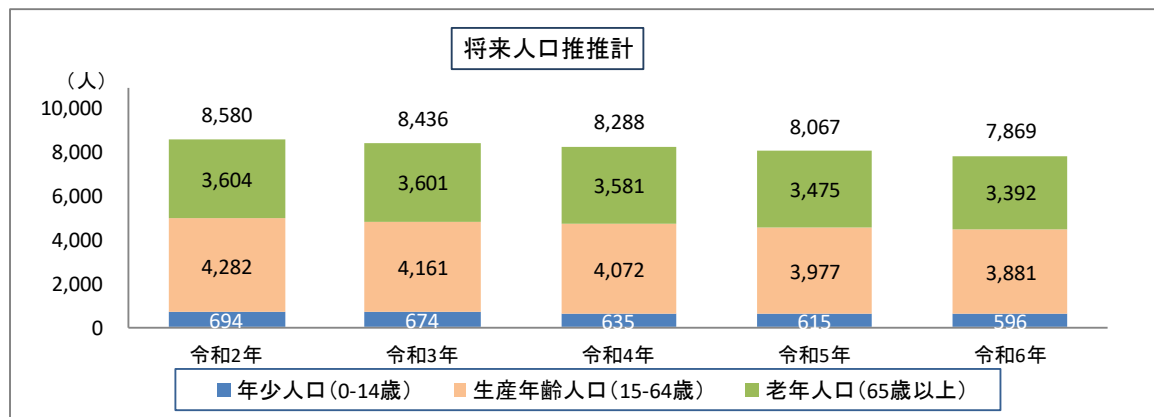
令和元年の定員に対する入園者数をみると、定員を下回っています。



## 5. 将来人口推計

以下に、令和2年から令和6年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに、減少傾向にあり、計画最終年の令和6年には総人口が7,869人、年少人口が596人と見込まれています。



※コーホート法による推計

## 6. 基本理念

### 基本理念

# 子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援の町 洞爺湖町

## 7. 施策体系

	基本目標	施策目標	基本施策
子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援の町 洞爺湖町	基本目標1 子どもの視点	1 子どもの権利が大切にされる環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①児童虐待防止対策の充実</li> <li>②子どもの交通安全を確保するための活動の推進</li> <li>③子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</li> <li>④子どもを取り巻く有害環境対策の推進</li> </ul>
	基本目標2 すべての子どもと子育て家庭を支える視点	2 安心して子どもを生き育てられる環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①次世代の親の育成</li> <li>②子どもや母親の健康の確保</li> <li>③食育の推進</li> <li>④思春期保健対策の充実</li> <li>⑤小児医療の充実</li> <li>⑥乳幼児医療の充実</li> <li>⑦良質な住宅の確保</li> <li>⑧良好な居住環境の整備</li> <li>⑨安全な道路交通環境の整備</li> <li>⑩安心して外出できる環境の整備</li> <li>⑪安全・安心のまちづくりの推進</li> </ul>
	基本目標3 成長と発達段階に応じて長期的に支える視点	3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①保育サービスの充実</li> <li>②子育て支援のネットワークづくり</li> <li>③児童の健全育成</li> <li>④子供の生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備</li> <li>⑤幼児期の質の高い教育・保育の充実</li> </ul>
	基本目標4 社会全体で支援する視点	4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ひとり親家庭等の自立支援の推進</li> <li>②障がいなど発達の支援が必要な子どもとその家庭への支援</li> </ul>

## 8. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保数

事業名	確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育施設 (保育所・認定こども園・地域 型保育施設等)	見込数	135	132	133	114	113
	確保提供数	245	245	245	245	245
特定教育施設 (幼稚園・認定こども園)	見込数	58	57	59	49	49
	確保提供数	80	80	80	80	80

## 9. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保数

事業名	確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業	実施箇所	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	見込数	224	232	227	223	218
	確保提供数	297	297	297	297	297
一時預かり事業(幼稚園型)	見込数	1,192	1,178	1,268	1,113	1,159
	確保提供数	1,015	1,015	1,015	1,015	1,015
一時預かり事業(一般型)	見込数	333	336	347	320	324
	確保提供数	1,740	1,740	1,740	1,740	1,740
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	見込数	780	780	780	780	780
	確保提供数	0	0	0	0	780
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	見込量	0	0	0	0	0
延長保育事業	見込数	53	51	50	44	43
	確保提供数	0	0	0	0	0
病児・病後児保育事業	見込数	72	72	72	72	72
	確保提供数	0	0	0	0	72
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	見込数	63	71	69	80	83
	確保提供数	80	80	80	80	90
乳児家庭全戸訪問事業	訪問人数	30	30	30	30	30
養育支援訪問事業	訪問人数	9	9	9	9	9
妊婦健康診査事業	受診者数	35	35	35	35	35

## 10. 子どもの貧困対策計画の背景と位置づけ

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成 25 年 6 月に成立し、平成 26 年 1 月 17 日に施行されました。さらに、令和元年 6 月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたところです。

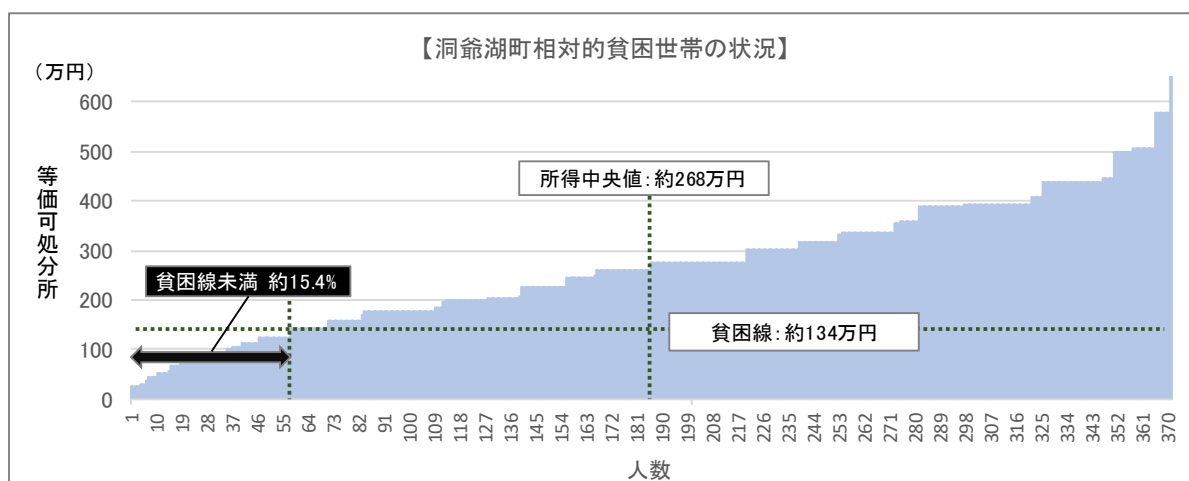
本町においては、平成 30 年に、未来を担う子どもたちの健やかな成長を願うために、貧困の状況におかれ困難を抱えている子どもの状況を把握し、適切な支援が確実に届く仕組みを作るため、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう「洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画」の補足計画として、「洞爺湖町子ども未来応援計画」を策定し、推進してまいりました。

この「洞爺湖町子ども未来応援計画」が令和元年度で計画期間が満了することを受け、「第 2 期洞爺湖町子ども・子育て支援事業計画」とともに、「子どもの貧困対策計画」を一体的に策定することとし、本町の子どもとその保護者に向けた取組みを推進します。

## 11. 相対的貧困の設定

アンケート調査における設問により「経済的に困窮していると思われる世帯」を判定し、基準とするための世帯収入を設定しました。算定につきましては、回答結果より①世帯の人員数と、②調査前年の世帯収入合計金額を基に行っています。

算出の結果、本町の「経済的に困窮していると思われる世帯」は、有効回答者数 371 件のうち 57 件となり、回答者全体に占める割合は 15.4%となりました。なお、今回の判定基準は調査結果分析のための便宜上のものであり、国が公表している相対的貧困率と比較できるものではありません。





## 12. 子どもの貧困対策に関する将来像

本町の将来を担っている子どもたちは、かけがえのない地域の宝です。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖するいわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を総合的に推進することが重要です。

そのためには、家庭の経済的状況にかかわらず、子どもが積極的に自分の生き方を選択し自立できるように、町民一人ひとりが子どもたちを支え協働しながら子どもの育ちを支える体制づくりが必要です。

町民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるような地域社会を実現することを理想的な将来像として掲げ、取組みの推進に努めます。

## 13. 子どもの貧困対策に関する基本的な方向性

施策の基本的な方向性について、次の4つの柱に沿って子どもの貧困対策の総合的な推進を図ります。

<b>1 相談支援体制の取組み</b>
貧困対策を行ううえで重要となることは、関係機関連携のもと、貧困の状況にある、または貧困の状況に陥るおそれのある子どもとその家庭の声をしっかりと受けとめ、そして早期の把握に努め、各種の支援につなげていくことが重要であることから、全ての支援の出発点である「相談支援体制」の充実に努めます。
<b>2 切れ目のない子育て支援の取組み</b>
すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支えるとともに、子どもが安心して過ごし、様々な生活習慣や未来を築く力を養える、また、子どもたちが自分の居場所と思えるような「子どもの居場所」の整備に努めます。
<b>3 教育支援の取組み</b>
子どもに学ぶ意欲や能力があっても、家庭の経済状況などによって、学習や進学を諦めざるを得なくなり、そのことが成人後の就労などにも影響し、貧困が次の世代に連鎖してしまうことが問題になっています。 子どもが貧困の連鎖から脱出するためには、世帯の経済的な状況にかかわらず、自分の現在及び将来を自ら選択できるようにすることが重要であることから、全ての子どもの乳幼児期の保育・教育を受ける機会を保障するとともに、質の高い教育を受けられるよう、子どもの発達と学びの連続性を踏まえた保育・教育の提供に努めます。
<b>4 経済的支援による暮らしの支援の取組み</b>
様々な事情により十分な就業が難しい世帯やその子どもに対して経済的支援を行うことは、子どもたちの将来への投資であり、貧困の連鎖の解消を図る上で重要となります。 現金給付や現物給付、各種助成制度の実施により暮らしの安定を図るとともに、保護者の就労及び生活を支援し、貧困の状況にある、または貧困の状況のおそれのある家庭の自立支援に努めます。